別表第一　漁ろう操船講習の内容の基準等

一　講習の内容の基準

㈠　特定漁船又はこれに類する船舶（以下「特定漁船等」という。）における乗船履歴（船長・航海士として乗り組んだ履歴に限る。㈡において同じ。）を有する者及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校若しくは大学であって水産に関する学科を置くもの又は独立行政法人水産大学校若しくは国立研究開発法人水産研究・教育機構において規則第六十条の八の七で定める知識及び能力を有するものとして国土交通大臣の指定する科目を修めて卒業した者（㈡において「水産高校等卒業者」という。）に対する講習

必要履修科目	履修方法	時間数
1　海難防止 一　漁船における最近の海難の傾向 二　漁船における海難の防止対策 2　作業の安全 一　漁ろう設備を使用した漁船の操船 二　当直 三　漁ろう設備の使用及び漁獲物の取扱いが復原性に及ぼす影響 3　漁船に関する国際条約及び国内法令 一　船員関係 二　船舶関係 三　海洋環境関係 四　漁業関係 4　漁船員条約資格証明書発行手続きの解説	講義、視聴覚教材の映示及び試験	三十分程度
計		

㈡　特定漁船等における乗船履歴を有さない者及び水産高校等卒業者以外の者に対する講習

必要履修科目	履修方法	時間数
1　海難防止 一　漁船における海難の傾向 二　漁船における海難の防止対策 2　作業の安全 一　漁ろう設備を使用した漁船の操船 二　当直 三　漁ろう設備の使用及び漁獲物の取扱いが復原性に及ぼす影響 3　漁船に関する国際条約及び国内法令 一　船員関係 二　船舶関係 三　海洋環境関係 四　漁業関係 4　漁船員条約資格証明書発行手続きの解説	講義、視聴覚教材の映示及び試験	二百四十分以上
計		二百四十分以上

二　講習の方法の基準

1　あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて講習を行うものであること。

2　㈠の講習における講義は十五分程度、視聴覚教材の映示は十分程度、試験は五分程度を目安とするものであること。

3　㈡の講習における講義は二時間程度、視聴覚教材の映示は二時間程度、試験は五分程度を目安とするものであること。

4　静穏な環境を備え、講義及び試験を行うのに十分な広さと机などの適切な設備を有した講義室又はこれと同等の環境及び設備を確保して行うものであること。

5　視聴覚教材、映写幕等講義に必要な施設及び設備を適切な方法により使用するものであること。

6　学科による修了試験その他適当と認められる方法による修得状況の審査を行うものであること。

7　その他適当と認められる方法により行うものであること。

別表第二　研修の内容の基準

1　漁ろう操船講習管理者の研修

一　イ　管理者として漁ろう操船講習の運営の管理に必要な知識及び能力を修得させるのに適した内容のものであること。

ロ　研修科目及び時間数は、次のとおりとする。

(1)	管理者としての心構え	○．五時間以上
(2)	船舶職員及び小型船舶操縦者法及び関係法令	○．五時間以上
(3)	漁ろう操船講習実施要領等	一時間以上
(4)	漁ろう操船講習の概要等	○．五時間以上

ハ　研修の講師は、漁ろう操船講習管理者の研修を行うのに十分な知識及び能力並びに経験を有すると認められる者であること。

二　漁ろう操船講習講師の研修

イ　講師として漁ろう操船講習の教育に必要な知識及び能力並びに教育指導要領を修得させるのに適したものであること。

ロ　研修は、新たに講師になろうとする者に対するもの及び講師になった後三年毎に受講させるもの（ハ(4)において「再研修」という。）を行うものであること。

ハ　研修科目及び時間数は、それぞれ次のとおりとする。

(1)	講師としての心構え	○．五時間以上
(2)	船舶職員及び小型船舶操縦者法及び関係法令	○．五時間以上
(3)	漁ろう操船講習指導要領	○．五時間以上
(4)	講義要領	二．○時間以上（再研修にあっては一時間以上）

(i)　漁船における海難の防止

(ii)　漁船における作業の安全

(iii)　漁船に関する国際条約及び国内法令

ニ　研修の講師は、漁ろう操船講習講師の研修を行うのに十分な知識及び能力並びに経験を有すると認められる者であること。

2　適当と認められた研修実施規程により、研修を行うものであること。

3　研修をすべて修了した者に対してのみ受講証明書を発行するものであること。

4　その他必要と認められる内容により行われるものであること。

別表第三　教科書の内容の基準

1　漁船員としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力並びに不足する知識及び経験を習得させるのに適した教本及び視聴覚教材であると認められるものであること。

2　教本は、漁ろう操船講習の必要履修科目の履修に必要な内容を含むものであること。

3　視聴覚教材は、主として次の観点についてまとめられているものであること。

一　漁船における海難の傾向及び防止対策

二　漁船における作業の安全

三　漁船に関する国際条約及び国内法令

4　その他適当と認められる内容のものであること。